

高齢女性の就業行動と年金受給

——家族構成、就業履歴から見た実証分析——

永瀬伸子

はじめに

近年専業主婦やパートの年金制度設計の議論が活発である。しかし高齢女性の年金受給がいかほどであるのか、その水準変化が、女性の就業行動、家事・余暇活動の選択にどのような影響を与えるか、実証的な分析は橘木・下野(1994)、高橋(金丸)(1997)、三上(1983)とまだわずかである。そこで本稿では、労働省『高年齢者就業実態調査1992年、1983年』の個票を用いて分析を行った。同調査は、55歳から69歳までの男女について、就業行動を中心に全国調査を行ったものである。それ故に分析対象は、高齢女性といっても70歳前の比較的若い層である。

分析の際に、家族構成を考慮すること、また就業履歴の効果と年金の効果とを分離する工夫をすることが、女性の場合特に重要である。就業・家庭内活動の選択は、他の条件を一定としても同居家族の構成に大きく影響を受けるだろう。また履歴の多様性を分析に取り入れる必要がある。国民年金受給者には、専業主婦と自営業主・家族従業者が混在している。厚生年金受給者には、仕事一筋で老齢年金を受給している者と、退職、再就職などを通じ、複数の年金から受給している者が入り交じっている。過去の就業履歴は年金額を規定するだけでなく、現在の就業・家事・余暇の選択にも大きい影響を与えるだろう。このため年金受給額の変化の影響を正しく計測するには可能な限り履歴をも勘案する必要がある。

1983年から1992年にかけてのわずか9年間に、

子供への経済依存の減少、高齢者二人暮らしの増加、また年金面でも、被用者年金の受給年齢の引き上げや専業主婦への年金権の確立など、大きい変化を経験している。I、IIでは、『高齢者就業実態』の再集計を行い高齢女性の暮らしをめぐる2時点間の変化をたどった。III以降は、高齢女性の就業選択行動の影響を計測した。5歳年齢階級別、世帯人員別の計測に加えて、被用者年金受給者グループ、国民年金受給者グループと制度で分けて影響を測定したこと、さらに55歳当時雇用者に限って計測したことが本論文の特徴である。また、高齢女性の多くは家庭内での生産活動に従事している。このため、最後に就業に加えて家事活動や余暇活動の選択の計測を行い、夫名義の年金の一部の妻名義へ振り替えが選択行動に与える影響のシミュレーションを行った。

I 女性高齢者をめぐる環境の変化

女性高齢者の暮らしぶりは、同居家族、健康状態、年金給付額、世帯収入、就業経験などによって変わるだろう。『高齢者就業実態調査』からは、1983年から1992年にかけて、高齢女性の暮らしが大きく変化したことがうかがわれる。主な変化を列挙すると次の通りである。

〈暮らしの変化〉

- ・生計面での子供依存から配偶者依存の増加(子供依存の5歳程度の若返り)
- ・健康状態の改善(自己認識で5歳程度の若返り)
- ・労働力率の55-59歳層での上昇、60歳代

は横這い

- ・就業構造における雇用就業者の増加と家族従業者の減少

表1の通り、65-69歳層では、生活の主な収入源が「子供」である女性が1983年調査では42%をしめていたが、1992年調査では24%と半減し、かわりに「夫」と回答する者が43%と多数派となった。高齢男子の就業率が趨勢的に低下していることを考えると夫の受給年金実額が増加したことが変化の最大の原因と考えられ、公的年金を通じた世代間扶養に変化しつつあると言えよう。また世帯人員も65-69歳層での変化が大きく、「2人」の構成比が8%増加した分、4人以上が40%へと低下した。なお主に自分の収入で生活している女性は約2割であり、微増にとどまっている。

見た目の若い高齢女性が増加しているが、健康の自己認識も9年前の5歳若い層にほぼ一致している。改善は男性以上である。労働力率については、後述する被用者年金の受給資格年齢の引き上げとほぼ並行して50歳代後半の女性の労働力率が上昇している。就業構造を見ると、雇用者の占める割合が50歳代で10%ポイント程度、60歳代前半で5%ポイント程度上昇している。これに対応し、雇用者の年金である厚生年金受給者割合も65-69歳層で見て8%程度上昇した。

〈年金面での変化〉

年金面での変化は、制度上の変化と、就業実態の変化を反映したものがある。受給実態を見る

と、次の3点が指摘できる。

- ・60-69歳層における受給年金額の実質的な上昇
- ・被用者年金受給者の増加、国民年金のみ受給者の微減
- ・無年金者の減少

制度改正を反映し、50歳代での年金受給額が減少したのに対し、加入期間の伸び、被用者年金受給者の増加、無年金者の減少等によって、年金受給額は、消費者物価上昇率17%に対して65-69歳層平均で75%、60-64歳層では49%増加している。

年金の制度面では主に次の変化があった。

① 1985年年金法改革による第3号被保険者制度の創設。任意加入者でなかったサラリーマンの妻にも自分名義の基礎年金が支給されるようになった。

② 厚生年金、共済年金の年金受給資格年齢の55歳から60歳への段階的引き上げ。

①は、1992年サンプルの一部(1992年当時65, 66歳)のみが該当する。第3号被保険者期間が非常に短いため、年金はわずかである(夫の加給年金の振り替えが大部分)が、表2の通り公的年金非受給者が17%から12%に減少したことに一役買っただろう。

②の結果、被用者年金の受給資格年齢は1983

表2 65歳から69歳女子の制度合計年金構成と給付額

	1992年		1983年	
	受給者割合 (%)	平均年金額 (万円)	受給者割合 (%)	平均年金額 (万円)
国民年金のみ	51.3	3.73	55.3	2.42
厚生年金のみ	21.7	9.13	13.3	5.96
共済年金のみ	3.8	17.11	3.7	10.79
国民年金・厚生年金	9.0	8.76	8.6	5.85
国民年金・共済年金	2.0	12.22	1.8	9.73
厚生年金・共済年金	1.6	15.17	1.2	12.06
国民年金・共済年金・厚生年金	0.6	13.53	0.4	13.31
公的年金非受給者	11.6	—	16.7	—

注) 国民年金の本来受給年齢が65歳であるので、65-69歳層の年金受給を取り上げた。

表1 生活の主な収入源、及び同居家族数の変化 (%)

生計		55-59歳		60-64歳		65-69歳	
		1983	1992	1983	1992	1983	1992
		主に自分の収入	22.4	21.1	19.7	20.4	18.9
主に配偶者の収入	58.3	65.9	44.0	58.8	31.0	42.8	
主に子どもの収入	13.0	6.3	27.8	12.9	41.5	24.2	
世帯人員	1人	8.7	6.3	10.8	9.2	13.8	13.6
	2人	31.7	32.9	33.4	38.7	25.8	34.3
	3人	22.0	28.3	14.1	20.1	11.5	12.7
	4人以上	37.6	32.5	41.8	32.1	48.9	39.5

注) 生計では、その他を除いてあるため、足して100%とはならない。

表3 高齢女性の主な活動(1992年)

同居家族の人数	1人暮らし			2人暮らし			3人以上		
	55—59	60—64	65—69	55—59	60—64	65—69	55—59	60—64	65—69
主に仕事	65.1	42.1	25.7	38.7	23.2	15.9	41.1	26.8	20.0
主に家事	20.6	35.9	52.0	54.2	68.1	73.2	52.2	61.5	60.7
主に地域活動・奉仕活動	1.6	4.1	3.4	1.0	1.5	1.5	0.9	1.3	1.2
主に1人で趣味	3.9	7.4	5.5	1.7	2.1	2.7	1.4	2.2	4.9
主に団体で趣味	2.0	2.5	4.3	1.4	1.1	1.2	0.7	1.5	1.4
その他	6.8	8.1	9.2	3.0	4.1	5.4	4.0	6.7	12.1

*本調査では、まず、通常の状態として、就業者であるかどうか、また仕事を主として行っているか、従として行っているかを尋ね、次に、非就業者、仕事を従として行っている者に対しては、何を主な活動として行っているか、選択肢を選ぶという調査票の設計となっている。そこで、主に仕事と答えた者は、「主に仕事」を、これ以外の者には、回答された主な活動をあてて、年齢階層全体が100%となるように集計した。

年サンプルでは55歳であったが、1992年サンプルでは57歳に引き上げられている。

〈女性の年金受給の特徴〉

女性の年金の男性と異なる特徴は次の点を挙げることができる。

- ・国民年金受給者比率が約半数と高いこと(表2)。
- ・離職、再就職など、労働市場からの参入、退出を繰り返すため、被用者年金の加入期間が短く、複数制度から年金を受給する通算年金受給者が多いこと。また老齢年金受給者にしても最短の加入期間の者が多いこと²⁾。
- ・年金の制度間格差を見ると、地方公務員や看護婦等の年金である「共済年金のみ」の平均年金額受給額が月額約17万円と、「厚生年金のみ」の9万円に比べて約2倍と高いこと(表2)。制度間の給付格差もあろうが、これ以上に男女賃金格差や、勤続年数の格差が民間部門でより大きいことを反映していよう。

II 世帯人員別に見た女性高齢者の就業、 家庭内活動および年金受給

高齢女性の主な活動の選択肢としては、選択就業のみならず、家事、介護、地域活動、余暇活動などがある。配偶者の有無、子供(未婚・既婚)の有無、同居状況など世帯構成にこうした選択は

大きく影響されようが、残念ながら本調査では詳しい家族構成はわからない。このため、同居世帯人員別に主な活動の系列を作ると表3の通りである。全体としては、加齢とともに「主に仕事」をする者が減少し、「主に家事」をする者が増加する。しかし同居世帯人員で大きい差異が見られる。単身女性は、50歳代後半で65%が「主に仕事」をしているが、世帯人員2人以上となると、家事従事者が過半数をしめ、「主に仕事」は、50歳代後半でも4割である。さらに詳しく見ると、世帯人数3人以上では、60歳代以降の「主に仕事」を行う者の減少分は、積極的・消極的な余暇活動に吸収されていくのに対し、2人暮らしでは、仕事の減少分は、主に家事をする者に吸収され、60歳代後半でも一家の主婦としての家の切り盛りが主な活動内容である。

また誌面の都合により図示できないが、単身世帯は被用者年金受給者が多く、1992年で55-59歳層は29%が受給していること(2人以上世帯では9%程度)、一方3人以上世帯では国民年金受給者が多く60-64歳層の69%(単身世帯では47%)が受給者であることなど、受給年金額と構成の差も指摘できる。

III 年金が女子の労働供給に与える効果の計測

1 就業決定のモデルとその説明変数の選択

市場賃金率と留保賃金率の比較によって就業決定を行うという通常の就業選択モデルを考える。

高齢者の余暇選好には健康状態、年齢が重要な影響を及ぼすだろう。また女性の場合は、家族構成によって家事需要が大きく異なることが表3から推測される。

本稿が扱う50歳台から60歳台は、子供の独立・結婚、老親の介護、配偶者や自分自身の退職、子世代との同居など、第2の大きい家族変動に直面する年代である。これを勘案するためには同居家族数別に、あるいは年齢階級別に見る必要がある。加えて橘木・下野(1994)は扶養状況によって女性の就業行動が大きく異なることを指摘している。しかし扶養状況は就業決定の結果である側面もあるため³⁾、①まずは年齢階級別に、②次いで同居家族数別に、③1983年と1992年をプールし同居家族数別に就業決定の推計をプロビット分析によって行った。なお説明変数は表4に記した通りである。

続いて④厚生年金・共済年金グループと国民年金グループを分けた推計、⑤雇用経験者グループと専業主婦・自営業グループを分けた推計を行った。これは次の理由による。厚生年金・共済年金受給権者は(配偶者の死亡による遺族年金受給者が一部いるものの)フルタイムの雇用就業経験がある者からなる。一方、国民年金グループは自営

業・家族従業者と、家計補助的に働く就業主婦、専業主婦が混在したグループである⁴⁾。自営業者は被用者と比較して高齢でも引退が少ないことが知られている。一方、専業主婦は定義から無業者である。つまり国民年金グループには就業率の高いグループと低いグループが混在し、かつ年金額が低い。一方、被用者グループは表2の通り格段に平均年金額が高い。こうした異質なグループを合わせ、年金受給額と就業率の関係を分析した場合、異なるグループ間の平均が計測されるのみの可能性が高い。そこで、まず制度間で分け、次いで雇用経験者グループ(55歳当時雇用者)のみ取り出して分析を行った。最後に⑥55歳当時雇用者かどうかで分けて、仕事に加えて、家事・余暇の選択を入れた多項ロジット分析を行った。

2 年齢階級別、世帯人員別に見た高齢女性の就業行動の分析結果

以下では、プロビット分析の表5~8、表10は、定数項以外は、平均値で評価した偏微係数であり、またダミー変数については、ダミーが0から1に変化した時に就業率に与える変化を表示してある。()内はt値である。

年齢階級別に推計した結果表5の偏微係数は、

表4 就業決定の説明変数

年金額(万円)	本人が実際に受給している公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金)、私的年金(企業年金、個人年金)の合計
年金受給権	1983年サンプルのみ
厚生年金受給権	} それぞれ受給権を持つ者をそれぞれ1とするダミー変数
共済年金受給権	
国民年金受給権	
年齢(歳)	調査時点での実年齢
他の世帯収入(万円)	1992年調査のみ、世帯の合計収入から本人収入を除外
主な生計維持者	} それぞれ1とするダミー。主な生計維持者ダミーのベースは「その他」
「主に自分の収入」	
「主に配偶者の収入」	
健康状態	} 「あまり元気でない」を1とするダミー。健康状態ダミーのベースは「病気がち、病気」
健康1	
健康2	
賃金率(円)	就業者については、月の仕事からの収入を、1日の仕事時間、1週間の仕事日数から推計した月間労働時間で割ったもの。非就業者については、都道府県別の10人から99人規模のパート賃金率

表5 年齢階層別に見た高齢女子の就業行動の分析(1992年)

	全体	55-59歳	60-64歳	65-69歳
年金	-0.0140 (12.5)	-0.0205 (7.94)	-0.0145 (8.66)	-0.0053 (3.08)
年齢	-0.0171 (13.2)	-0.0371 (6.09)	-0.0140 (2.41)	-0.0137 (2.26)
健康1	0.4081 (24.1)	0.4333 (13.1)	0.3616 (13.2)	0.3548 (12.8)
健康2	0.2503 (12.7)	0.2527 (7.13)	0.2234 (6.75)	0.2105 (6.32)
賃金率	0.0000 (0.77)	0.00014 (7.26)	0.00010 (6.30)	0.000077 (5.46)
他の世帯収入	-0.0053 (21.7)	-0.00701 (16.7)	-0.00589 (4.0)	-0.00371 (8.28)
定数項	2.0711 (8.84)	4.8713 (4.91)	1.5514 (1.62)	1.5326 (1.30)
サンプル数	11220	3851	3842	2952
疑似決定係数	0.1059	0.1226	0.0868	0.0884

年金の例をあげれば1万円の年金受給額の上昇が就業率に与える影響を表す。55-59歳層では、就業率を2.1%引き下げることが読みとれる⁶⁾。この結果は、1980年の『高年齢者就業実態調査』の分析をした橘木・下野(1994)と共通性が多い。女性に限っては「年金」や「他の世帯員収入」の増加が就業行動に与える限界的效果は50歳代の方が60歳代よりも大きいこと、健康状態が就業行動を規定する部分も50歳代の方が高いことなどは共通の結果である。1980年から1990年にかけて、女性の就業行動の基本構造は大きく変わっていないことが示唆される。

次に、世帯人員別の結果を見ると、表6の通り5歳年齢階級別結果と比較して、単身世帯、2人世帯ではモデルの説明力が大きく高まっている。1人暮らしでは、年金額、健康状態、他の世帯員収入、賃金率の説明変数で就業行動の25%を説明できる。これは、代替的な仕事としての家事労働の機会が小さいため、就業か、非就業かという2者択一の経済モデルが実際の選択肢をよく記述するからであろう。女性の年金の1万円の上昇は、単身世帯では2.9%、2人家族では1.2%、3人以上世帯で1.4%、就業率を引き下げる。なお年金額の1%の変化が就業率を低下させる度合いは、単身世帯では18.7%、2人世帯では3.7%、3人以上世帯では3.9%であり、単身世帯では平均年金受給額、偏微係数ともに大きいため、非常に大きい引退効果が計測される。また「元気」な高齢女子の就業率は、病気がちに比較して一般に高い

が、他の変数を一定として、単身世帯では64%、2人家族の女性では38%、3人以上の家族では39%就業確率が高く、健康状態が就業を規定する度合いも単身世帯で高い。賃金率の100円の上昇は、単身世帯では2%、2人世帯では1%就業率を引き上げるが、3人以上の世帯ではむしろ1%就業率を引き下げる結果となっている。最後の点に関しては、家族従業、自営業など非雇用就業においては、賃金率がパート賃金よりも低いことが知られているが(Nagase(1997))、ここでは非就業者にはパート賃金をあてはめているため、負の係数は3人以上家族で家族従業、自営業の機会が大きいことの効果拾っているのかもしれない。

表6の下の欄には1992年と1983年を世帯人数別にプールした結果を示した⁶⁾。1983年について「他の世帯員所得」がとれないため、代理変数として主な生計維持者ダミーを説明変数に入れざるを得なかった。年金額の就業抑制効果は、他の世帯員所得を考慮した場合よりもやや大きく、また他の係数も多少変化するが、その主因は、両年をプールしたためよりむしろ主な生計維持者(自分、配偶者など)ダミーを入れたためと思われる。年金額の係数は両年で安定しており、1992年ダミーと年金額とのクロス項を入れた計測も行ったが、この効果は有意ではなかった。1992年ダミーは有意に正であり、他の変数の変化を考慮した上で、1992年は就業確率が2人世帯で5%、3人以上世帯で7%上昇したことを物語っている。なお単身世帯では有意ではない⁷⁾。

表6 同居家族数別に見た高齢女性の就業行動の分析(1992年, およびプールデータ)

1992年			
	単身家庭	2人家庭	3人以上家庭
年金	-0.0288 (9.44)	-0.0122 (6.63)	-0.0138 (8.15)
年齢	-0.0184 (4.03)	-0.0212 (9.55)	-0.0147 (8.49)
健康1	0.6416 (10.9)	0.3773 (13.9)	0.3924 (16.5)
健康2	0.4500 (7.50)	0.2283 (7.09)	0.2258 (8.25)
賃金率	0.0002 (4.79)	0.0001 (6.38)	-0.0001 (6.71)
他の世帯収入	-0.0139 (4.69)	-0.0087 (16.4)	-0.0052 (14.7)
定数項	1.6736 (2.24)	2.7031 (7.33)	1.7729 (6.34)
サンプル数	1027	4026	6126
疑似決定係数	0.2366	0.1245	0.0961

1992年・1983年プールデータ			
	単身家庭	2人家庭	3人以上家庭
1992年ダミー	0.0265 (0.99)	0.0491 (4.01)	0.0723 (7.79)
年金額	-0.0465 (16.2)	-0.0303 (16.5)	-0.0282 (18.6)
年齢	-0.0182 (5.65)	-0.0162 (10.1)	-0.0139 (11.5)
健康1	0.5946 (14.7)	0.3425 (17.4)	0.3715 (24.0)
健康2	0.4079 (9.34)	0.2338 (10.1)	0.2573 (14.0)
賃金率	0.00028 (6.69)	0.00011 (7.47)	0.000069 (7.01)
主に自分の収入	0.5842 (18.4)	0.5051 (19.0)	0.4328 (18.8)
主に配偶者の収入	0.0446 (0.57)	-0.0805 (3.33)	-0.1054 (5.28)
主に子どもの収入	0.0049 (0.07)	-0.0420 (1.33)	-0.1267 (6.21)
定数項	0.4492 (0.87)	1.3644 (5.04)	1.1689 (5.80)
サンプル数	2474	8177	13862
疑似決定係数	0.4180	0.2262	0.1912

3 厚生年金受給権, 共済年金受給権, 国民年金受給権が就業に与える効果

次に年金制度別の分析にとりかかろう。ところで年金額を説明変数とする方法では、係数に同時決定バイアスがかかることが清家(1989)で指摘されている。厚生年金の受給資格があっても、就業して厚生年金の被保険者である者は、64歳までの間は、仕事からの月収に応じて年金額が減額されたり、年金支給が停止されたりする。このため、年金受給額は就業決定の外生変数ではないという問題である。女子に関してこの問題はより軽微と考えられるが⁸⁾、「年金受給権」を「年金額」に替えて説明変数とすればこの問題は回避できる。「年金受給権」は残念ながら1983年データでしか調査されていないため、1983年データのみについて「年金受給権」を説明変数とした分析結果が表7である。ダミーとして、厚生年金受給権ダミ

ー, 共済年金受給権ダミー, 国民年金受給権ダミーを入れた⁹⁾。

結果は、被用者年金受給資格が大きく引退促進的であることを示している。厚生年金受給資格を持つ者は、55-59歳層で22%、共済年金受給資格を持つ者は29%、60-64歳層ではそれぞれ9%、26%、65-69歳層で4%、13%、そうでない者に比べて有意に就業率が低い。一方、国民年金受給権を持つ者は、むしろ60-69歳層で有意に7%程度就業率が高い。

このように、制度間で差異が大きいことから、被用者グループと国民年金グループで分けて改めて年金受給額が就業行動に与える影響を計測し直したものが表8である。被用者グループは、厚生・共済年金受給権を持つグループであり、国民年金グループは、国民年金の受給資格しか持たないグループとした。偏微係数で見ると両グループ

表7 制度別受給資格と就業行動(1983年)

	55—59歳	60—64歳	65—69歳
厚生年金受給資格	-0.2160 (8.04)	-0.0850 (4.30)	-0.0399 (2.16)
共済年金受給資格	-0.2925 (7.37)	-0.2557 (8.77)	-0.1337 (4.97)
国民年金受給資格	—	0.0682 (3.95)	0.0827 (4.97)
年齢	-0.0189 (3.32)	-0.0214 (3.76)	-0.0095 (1.88)
健康1	0.4528 (16.4)	0.3891 (15.3)	0.3141 (13.6)
健康2	0.3177 (10.5)	0.3131 (10.3)	0.2147 (7.90)
賃金率	0.000121 (5.61)	0.000078 (4.30)	0.0000695 (4.07)
主に自分の収入	0.5237 (16.8)	0.5518 (15.9)	0.3752 (10.7)
主に配偶者の収入	-0.0596 (1.86)	0.0392 (1.25)	-0.0114 (0.40)
主に子どもの収入	-0.0830 (1.66)	0.0138 (0.42)	-0.04471 (1.61)
定数項	1.3641 (1.66)	1.8830 (1.93)	0.2795 (0.23)
サンプル数	5260	4392	3613
疑似決定係数	0.2339	0.2039	0.1877

表8 被用者グループ、国民年金グループ別に見た高齢女性の就業行動分析(1983年)

被用者グループのみ

	55—59歳	60—64歳	65—69歳
年金額	-0.0468 (9.95)	-0.0410 (9.78)	-0.0254 (6.39)
年齢	0.0062 (0.38)	-0.0143 (1.30)	-0.0237 (2.22)
健康1	0.4727 (5.50)	0.3096 (5.60)	0.3085 (6.43)
健康2	0.3478 (3.42)	0.2413 (3.63)	0.2146 (3.54)
賃金率	0.000328 (3.92)	0.000151 (7.11)	0.000307 (5.41)
主に自分の収入	0.4140 (5.98)	0.4348 (7.14)	0.1808 (3.42)
主に配偶者の収入	-0.0242 (0.33)	0.0667 (1.05)	-0.0416 (0.74)
主に子どもの収入	-0.1823 (2.19)	-0.0107 (0.17)	-0.1179 (2.34)
定数項	2.2794 (0.89)	1.2830 (0.67)	3.5841 (1.54)
サンプル数	689	1100	986
疑似決定係数	0.3426	0.2210	0.2050

国民年金グループのみ

	60—64歳	65—69歳
年金額	-0.0320 (2.96)	-0.0227 (13.3)
年齢	-0.0337 (3.30)	-0.0064 (4.52)
健康1	0.4121 (9.94)	0.3972 (8.20)
健康2	0.3169 (6.63)	0.2203 (4.76)
賃金率	-0.000589 (2.14)	-0.000013 (8.26)
主に自分の収入	0.6054 (9.54)	0.5998 (5.93)
主に配偶者の収入	0.0252 (0.46)	-0.0428 (1.57)
主に子どもの収入	-0.0649 (1.18)	-0.0076 (2.32)
定数項	4.5646 (2.65)	1.2250 (1.93)
サンプル数	1500	2540
疑似決定係数	0.2164	0.2135

間で年金が就業を抑制する限界的な効果は制度間で分けず同じ説明変数を用いた場合(表6下欄)

とそう大きくは変わらないが、被用者グループでは年金額の1万円の増加が4~5%の就業率の下

落を生むと計測されており、比較的大きい引退効果を持つことがわかる。また変化率で考えれば、被用者年金の平均年金受給額が高いだけ、特段に大きい影響となって反映される¹⁰⁾。

果たして被用者年金受給者に計測された引退促進効果は正しく関係をとらえるものであろうか。もともと非就業だった女性が夫の死によって比較的高い金額の遺族厚生年金の受給を開始し非就業を続けた場合、見せかけの引退効果が計測されるであろう。これは、雇用就業者の引退とはまた別のものである。女性の場合、仕事の定着度の高い者と、専業主婦履歴の長い者、就業と離職の流動性の高い者との傾向が分かれることが従来から指摘されている。異質のグループをあわせて分析する結果、見せかけ上の関係が生じる可能性がある。そこで「55歳当時会社などに雇われて仕事をしてきた」と回答した女性(全体では34.1%)について年金受給と就業状況を再確認する作業を行った。

4 55歳当時雇用経験のある者に限定した分析

55歳当時雇用者であった者の55-59歳層における就業率は、63%であり、これ以外の者の14%と比較し50%程度高い。「55歳当時雇用者であったか」の基準で、ある程度、雇用者グループを自営業・専業主婦グループから分離できる。ただし55歳当時雇用者であっても、表9の通り厚

生年金受給権を持つ者は、55-59歳層ではわずか16%にすぎないことは注目すべき点である(遺族年金によるためか、当時非雇用者であっても6%は厚生年金受給権を持つ)。受給権者は加齢とともに増加し、65-69歳階級では55歳当時雇用者の43%が持つが、残りの57%は、なおも厚生年金受給権は持たない。かわりにその7割は国民年金受給権を持っている。また厚生年金受給権者の32%は国民年金受給権をも重ねて持っている。

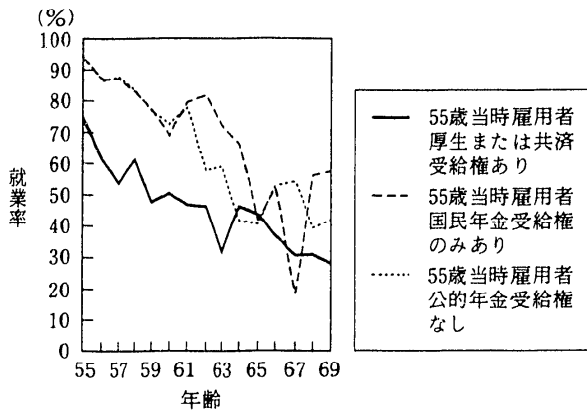
つまり国民年金受給権を持つ者は55歳当時雇用者でなかった者(自営業主、主婦など)に多く65-69歳層で71%に達するものの、55歳当時雇用者も、その58%は国民年金受給権者である。一方厚生年金受給権者は、女性雇用者の(たぶん正社員に近い働き方をした)約半数弱に過ぎず、非雇用者も10%程度が夫の遺族年金の形で受給権を持つことがわかる。なお国民年金の平均の受給額を見ると、当時の雇用者も非雇用者も約2万円ではほとんどかわらない。

55歳当時雇用者に限り年金受給権の有無と就業率の関係を見たものが、図1である。55歳当時雇用者のうち、厚生・共済年金受給権者は、年金受給権を持たない者に対して、55-59歳層では就業率が20%ポイント程度低い。60歳からは国民年金受給権が発生するが、これのみを持つ場合も、小規模ながら、無年金者よりもやはり就業率は下がっている。

表9 女性の履歴と年金受給権 (55歳当時雇用者と非雇用者)

	55歳当時雇用者の比率	現在の就業率		厚生年金受給権者比率		厚生年金受給権者の人口比率
		55歳当時雇用者	55歳当時非雇用者	55歳当時雇用者	55歳当時非雇用者	
55-59歳	37.5%	62.6%	14.2%	16.1%	5.8%	9.6%
60-64歳	36.1%	59.1%	23.5%	36.9%	10.9%	20.3%
65-69歳	30.4%	49.1%	24.2%	43.3%	12.6%	21.9%

	国民年金受給権者比率				国民年金受給権者の人口比率
	55歳当時非雇用者	55歳当時雇用者	うち厚生年金受給権あり	同左なし	
60-64歳	44.3%	28.1%	6.8%	26.3%	38.2%
65-69歳	71.0%	57.5%	31.8%	68.9%	66.9%



注) 公的年金の受給権をまったく持たないグループは、59歳までは、国民年金受給権のみありの者と一致する。また公的年金受給権を持たない者の就業率が、65歳以降で大きくふれているが、これはサンプル数が30未満と非常に少なくなるため、信頼性が薄くなるためだろう。

図1 女性の就業率と年金受給権 (55歳時雇用者, 1983年)

55歳当時雇用者のみで再度プロビット分析を行うと(表10)、厚生年金・共済年金受給権が就業抑制をする度合いは、全数で推計した場合に比べて、55歳当時雇用者では一層大きい。参考までに1992年の結果も併せて載せた。なお1983年は「受給権」、一方1992年は「実際の受給者」であり、ダミーの意味が異なるため注意が必要である。5で説明する通り、この結果、60-64歳層の国民年金受給ダミーの効果が1983年は非有意、1992年は有意にマイナスとの差異が出ている。また60-64歳層でのマイナス効果が92年で高く出ているのはこうした差によるのかもしれない。このほか1983年と1992年とを比較すると、1992年には健康状態の良し悪しによって就業率が左右される度合いが縮小し、主な生計維持者が配偶者であるとしても妻の就業率が高まっていることがわかる。

5 55歳当時非雇用者の分析

では、55歳当時非雇用者の国民年金受給権と就業率の関係はどうか。図2の通り、55歳当時非雇用者であった者を取り上げると、むしろ国民年金受給権を持つの方が、就業率が高い。国民

表10 55歳当時雇用女性就業行動分析

	55—59歳		60—64歳		65—69歳	
	1983	1992	1983	1992	1983	1992
年齢	-0.02496 (4.29)	-0.01826 (4.09)	-0.02969 (2.98)	-0.02035 (2.07)	-0.01360 (1.17)	-0.02811 (2.27)
健康1	0.33546 (8.35)	0.17119 (4.32)	0.45703 (8.90)	0.28650 (5.21)	0.41023 (8.26)	0.39977 (7.31)
健康2	0.15752 (6.98)	0.05421 (2.21)	0.32116 (6.42)	0.16425 (3.05)	0.32414 (5.58)	0.19311 (3.08)
賃金率	0.00011 (4.30)	0.0000396 (2.65)	0.00014 (3.77)	0.0000882 (3.02)	0.00019 (3.84)	0.0001171 (3.53)
厚生年金受給権	-0.30518 (11.4)	-0.26909 (9.17)	-0.28125 (9.13)	-0.36383 (12.2)	-0.16928 (4.70)	-0.13207 (3.33)
共済年金受給権	-0.33339 (7.15)	-0.43587 (7.96)	-0.52539 (10.7)	-0.58130 (12.2)	-0.29082 (5.44)	-0.24490 (4.25)
国民年金受給権	0.21704 (7.23)	0.15362 (6.92)	0.01270 (0.38)	-0.16490 (3.25)	0.04261 (1.16)	0.13489 (3.38)
主に自分の収入	0.02705 (0.91)	0.02712 (1.22)	0.48555 (9.91)	0.31820 (6.41)	0.30561 (5.12)	0.33375 (5.36)
主に配偶者の収入	-0.08777 (2.14)	-0.06586 (1.68)	0.18398 (3.55)	0.07730 (1.50)	0.02567 (0.41)	0.08222 (1.26)
主に子供の収入	6.17782 (3.82)	7.18199 (4.05)	0.03067 (0.55)	0.02830 (0.45)	-0.13841 (2.36)	0.01579 (0.22)
定数項			3.44204 (2.15)	3.06040 (1.86)	0.94475 (0.46)	3.25978 (1.55)
就業率	0.80355	0.86781	0.57782	0.61190	0.40127	0.44301
サンプル数	1970	1914	1587	1546	1099	1009
疑似決定係数	0.26180	0.2323	0.2438	0.2105	0.1982	0.1592

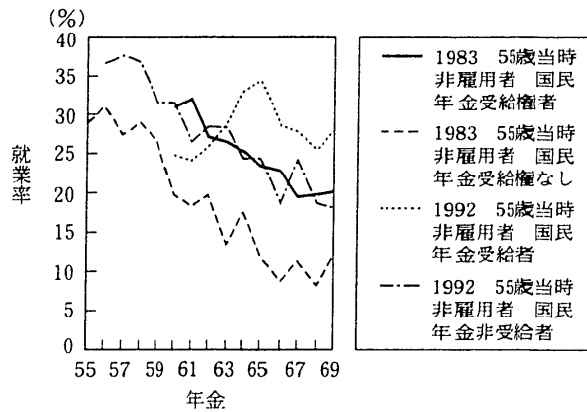


図2 年金受給権と高齢女性の就業率(55歳当時非雇用者, 1983年および1992年)

年金受給権を持たないのは、55歳当時非雇用者であった者の60-64歳層で4割強、65-69歳層で約3割である。自営業主は、国民年金加入が義務づけられているのに対し、1983年調査当時専業主婦は任意加入であったため、非受給権者には専業主婦が多いから、こうした効果が出るのではないかと思われる。

なお、この図には、1992年のデータも書き入れた。これは両者の差が興味深いからである。1992年については、国民年金受給権者でなく、実際を受給者しかわからない。国民年金は原則65歳からの支給であるが、60歳からは受給を繰り上げて開始できる。ただしその減額率は、60

表11 就業、家事、余暇選択の分析(1992年調査)

55歳当時雇用者			
	主に仕事	主に積極的余暇	主に消極的余暇
賃金率	-0.00004 (0.89)	0.00019 (2.58)	0.00001 (0.10)
年金額	-0.12177 (14.4)	0.00915 (0.43)	-0.02754 (1.88)
健康1	1.75029 (9.48)	1.36004 (1.85)	-1.07535 (5.19)
健康2	0.85083 (4.38)	0.47667 (0.60)	-1.02514 (4.48)
年齢	-0.12202 (11.5)	0.00030 (0.01)	0.02262 (1.03)
他の世帯所得	-0.02405 (9.86)	-0.01778 (1.64)	-0.01080 (2.05)
他の本人収入	-0.02190 (2.36)	-0.05185 (0.78)	-0.00184 (0.15)
単身世帯	0.43864 (2.98)	1.18712 (2.44)	0.00903 (0.03)
2人世帯	-0.29958 (3.35)	0.03800 (0.10)	-0.68240 (3.41)
定数項	7.50778 (11.0)	-4.62947 (1.77)	-2.06919 (1.46)
サンプル数	3956		
疑似決定係数	0.16120		
55歳当時非雇用者			
	主に仕事	主に積極的余暇	主に消極的余暇
賃金率	0.00008 (2.17)	0.00019 (2.53)	0.00001 (0.16)
年金額	-0.04447 (4.35)	0.05450 (2.85)	0.01667 (1.34)
健康1	1.69212 (10.7)	1.31412 (2.81)	-1.67553 (13.8)
健康2	0.73941 (4.33)	0.65549 (1.30)	-1.46201 (10.8)
年齢	-0.01592 (1.73)	0.02343 (0.88)	0.06408 (4.77)
他の世帯所得	-0.02847 (13.3)	0.01139 (1.99)	-0.00970 (3.20)
他の本人収入	-0.00030 (0.04)	0.02030 (1.91)	-0.01227 (0.78)
単身世帯	0.16687 (1.14)	1.46390 (3.64)	-0.04148 (0.20)
2人世帯	-0.68242 (8.32)	0.20606 (0.85)	-0.86567 (6.72)
定数項	-0.65296 (1.10)	-7.32122 (4.15)	-4.67767 (5.42)
サンプル数	6245		
疑似決定係数	0.09570		

注) ベースは「主に家事」である。主な活動の回答としては家事、就業、団体・個人で趣味、地域活動・奉仕活動、その他が選択肢としてあり、このうち、その他を消極的余暇活動、これ以外の余暇活動を積極的余暇活動とした。

歳では58%と懲罰的である。1983年と比べ1992年は就業率が全体に上昇していることがわかるが、受給権で見た就業率(1983年)が年齢に対して右下がりの形状を示すのに対し、実際の受給で見た就業率(1992年)は、65歳をピークとする山形である。収入がないため繰り上げ受給を開始したのか、年金受給をはじめたので引退したのか、因果関係は定かではないが、早い年齢からの繰り上げ受給者ほど、就業率は低いことが示されている。

6 家庭内生産活動、余暇活動を含めた分析

女性の場合、家事、介護等、家庭内での活動も重要な生産活動である。この点を視野に入れるとどうか。主な活動として、「家事」、「就業」、「積極的余暇活動」、「消極的余暇活動」の4つの選択肢を考え、説明変数として、賃金率、年金額、健康状態、年齢、世帯人数、自分以外の世帯所得、自分の資産所得がどのように影響を与えているか、多項ロジット分析で計測した結果が表11である。55歳当時雇用者と非雇用者に分けて分析を行った。その結果、年金額の増加は、就業を抑制し、家事活動、積極的余暇活動を増やすことがわかる。その効果は、「他の世帯員所得」の増加と類似しているが、自分名義の年金の方が、その係数は大きい。また55歳当時非雇用者を見ると、自分名義の年金の増加は、配偶者所得の増加に比較し、家事活動を減らし積極的余暇活動を増やすという点でやや効果が異なっている。また健康状態の悪化や加齢は、消極的余暇活動を増やすこと、単身世帯では積極的余暇活動および就業が増えるが、2人世帯では大家族に比べて高齢女性の家事の切り盛りが増えることが示されている。

表12では、第3号被保険者制度の創設によって、年金が夫名義から妻名義に一部振り替えられた場合の効果をシミュレートした。他の変数は一定として専業主婦(55歳当時非雇用者で代理)について、他の世帯員所得を4万円、自分名義の年金に振り替えた効果が第2欄、7万円(現在の基礎年金の満額に近い金額)振り替えた効果が第3欄である。変化はわずかであるが、余暇活動を選択する確率が1~2%増加、就業確率が1~2%減

表12 主婦名義の年金創設のシミュレーション

	55歳当時非雇用者			55歳当時雇用者	
	推定確率 の平均値	年金名義の振替		推計確立 の平均値	年金名義の 振替4万円
		4万円	7万円		
主に家事	73.9%	73.9%	73.6%	41.0%	46.5%
主に仕事	17.4%	16.6%	15.4%	53.1%	47.1%
積極的余暇活動	1.6%	1.8%	2.3%	1.3%	1.6%
消極的余暇活動	7.0%	7.7%	8.7%	4.6%	4.8%

少することが予想された。なお55歳当時雇用者も専業主婦期間があったと想定して同様の推定作業を行うと、55歳当時雇用者はより年金に感応的に選択行動をとるために、効果はより大きく出るばかりではなく、主に仕事をする者が6%減少、かわりに主に家事をする者が5%増加することが予想された。

IV おわりに

主な結果として、次の点が挙げられる。

高齢女性の就業行動は、同居家族数によって大きく異なる。単身女性は男子と就業行動は類似しているが、家庭内生産の機会の大きい家族数2人以上の世帯では経済変数で説明できる部分は大きく減少する。

厚生年金・共済年金の受給権のある高齢女性と、専業主婦、自営業主・家族従業者からなる国民年金の受給権のみのグループに分けて推計すると、厚生・共済など被用者年金受給権の取得は大きい就業抑制効果を持つ。また年金額の増加が就業率を引き下げる効果も、被用者グループでより大きい。この傾向は、55歳当時雇用者に限って分析すると一層顕著である。それ故に女性に対する厚生年金受給開始資格年齢の引き上げは50歳代後半の女性の就業率の上昇に寄与したと言える。

雇用就業女性の年金に大きい引退効果が見られるのは、再就職先が少ないこと以上に、家事労働の負担を担っているためではないかと筆者は考える。55歳当時雇用者の他の世帯員所得は55-59歳層では27.9万円、非雇用者の37.1万円と比べて約10万円低い。こうした共働き家庭の女性は

家計を支えることに加えて家事負担もほとんど担っており、余暇の削減でつじつまを合わせていることは総務庁『社会生活基礎調査』等で示されている。このため年金受給資格を得ると家事を主とする生活を選択するのではないか。加えて平均の年金加入期間が短いため、年金受給権資格の取得をめざして雇用期間を決定する行動もあるのかもしれない。社会保険庁『事業年報』は、老齢年金の受給要件のうち期間に関する要件(老齢年金加入期間15年以上—16年未満, 20年以上—21年未満の双方)に年金受給者の分布のピークがみられること、これはこの要件を満たした後直ちに退職した者が多数いるためと指摘している(社会保険庁(1997), p. 34)¹¹⁾が、男性以上に女性の場合顕著である(21年未満が老齢厚生年金受給者の女性55%, 男性13%)。

一方、55歳当時非雇用者であったグループ(人口の6割強)については、年金受給が就業行動に与える影響はより少ない。しかし、家事、余暇活動の選択にまで視野を広げると、自分以外の世帯収入の増加は限界的には家事活動を増加させるのに対して、自分名義の年金額の増加は限界的には積極的な余暇活動の選択を増やす効果があることが示された。夫名義の年金が妻名義に振り替わる85年年金改革法の制度変化は、ごくわずかながら妻が余暇活動を増やす効果を持った。

年金受給額が就業決定に与える影響を年齢階級別に推計すると、その係数は、1983年、1992年両年で大きい変化はなく、1980年調査を女子について分析した橘木・下野(1994)と類似しており安定している。非就業者が多く、就業者についても家計補助的就業者が大多数を占めるという構造が基本的に変わっていないためであろう。なお、受給資格年齢の繰り上げによる制度変化、健康状態の改善、実質賃金水準の上昇等の説明変数から説明される以上に1992年には50歳代後半層の女性の就業率の上昇が見られた点も指摘できる¹²⁾。

今後については、年金受給資格の取得に敏感な雇用就業者の増加(と非就業者の減少)が見込まれる反面、加入年数あたりの受給年金額の引き下げや、1946年4月2日生まれ以降からの被用者

年金の1階部分の支給開始年齢の引き上げなど就業促進的な改革がすでに予定されている。また従来の家計補助的就業者に加えて、若いコホートには単身女性、DINKSも増え、女性履歴の多様化はさらに進むだろう。

その一方で既婚女性就業者の3分の1をしめ増加傾向が著しい「パート」就業者の3分の2は被用者年金非加入者であり老後の労働供給は被用者年金制度と無関係である。ところが中年期については、夫の扶養者として、社会保険料の免除の恩典が労働供給(例えば樋口(1995)、大竹・安部(1996))や賃金水準(永瀬(1997))を大きく抑制していることの弊害が指摘されている。パートの年金制度上の位置づけや専業主婦の社会保険料徴収のあり方などの制度設計は女性の就業行動、さらには家族形成にも広範な影響を与えるだろう。制度改革論議の土台としてもこの分野での一層の研究の深化が必要である。

最後に、年金受給は就業行動のみならず家庭内での選択行動にも影響を与えることが示された。年金が子世代からの移転である以上、このことは子供の育成の時間的・金銭的負担を年金の受給権、受給額あるいは年金保険料徴収額に何らかの形で反映する必要性を示唆する。

なお、このサンプルは69歳までであるが、女性単身世帯の問題は70歳以降深刻になると考えられる。その分析は今後の課題としたい。

謝 辞

本稿は、日本労働研究機構総合プロジェクト「労働からの引退過程に関する総合的研究」の成果の一部であり、高山憲之・永瀬伸子(1997)「女性高齢者の暮らしと年金受給が与える影響」日本労働研究機構『年金制度の改革が就業・引退行動に及ぼす影響に関する研究Ⅰ—「高齢者就業実態調査」による実証分析—』を大幅にリライトしたものである。主査の一橋大学高山憲之教授、社会保障人口問題研究所金子能宏氏をはじめ研究会プロジェクト委員の諸先生から有益な示唆と助言をいただいた。また東京大学縄田和満助教授からの計量分析上の貴重な教示に厚く感謝する。残

る過ちはすべて筆者のものである。

注

- 1) 詳しい再集計結果は、日本労働研究機構調査研究報告書(1997) No. 98, 第4章参照。
- 2) 社会保険庁『事業年報』(平成7年度)を見ると、厚生年金受給権者のうち、女性は半数弱のみが老齢年金受給者で、残りの52.2%は通算年金受給者である(男性は33.2%である)。また老齢年金受給者にしても、女性の場合は、加入期間が短く、その19.8%が被保険者期間15-16年(男子2.9%)であり中高年特例によって特別に原則20年の必要加入年数を短縮化した者に該当している。
- 3) 主な生計維持者別に就業率を見ると約2割にあたる「自分」と回答したグループでは際だって就業率が高い。「配偶者」、「子供」グループともに55歳時点でも就業率は40%程度であるが、「自分」は95%程度である。
- 4) 主婦パートについては、労働省『平成2年パートタイム労働者総合実態調査報告』によれば、いわゆるパートである女子の34%のみが厚生年金の加入者である。これは、年収が一定の限度額以内のサラリーマンの妻は85年法改革以後は国民年金の第3号被保険者となり保険料が免除される恩典があるからであり(法改革以前は国民年金に任意加入)、またこれを超える労働者についても、労働時間が一般常用労働者の4分の3未満の者については企業が厚生年金を提供する必要がないためである。
- 5) ただし、1%の年金増加がどれだけの就業率の低下を引き起こすかは、偏微係数と平均受給額との積となる。若い年齢層では平均の年金受給額は少ないため、平均受給額での1%の年金額の変化がもたらす就業率の低下は55-59歳層では2.1%、65-69歳層では3.0%であり、高齢層の方がむしろやや高い。
- 6) 1992年価格は、消費者物価指数によって実質化されている。
- 7) 単身世帯の就業率は実数では上昇しているが、年ダミーの効果は、単身世帯では有意ではなかった。単身世帯の主な生計維持者の構成比が自分66%から自分77%へと大きく変わっており、単身世帯の就業率の2時点間の変化はここで説明される。
- 8) 女子の場合は、就業継続によって年金が減額される度合いが少ない低給与所得者が多い上、厚生年金非加入でインフォーマルな働き方をする者も多いため、影響は男子よりも小さいと考えられる。
- 9) 小川(1997)は、減額されないならば本来支給されるであろう年金を「本来年金」として男子の分析に用い、年金の引退促進効果は従来の

推計よりも小さいことを示している。ただし過去の履歴や現在の月収から本来年金を推計する方法は、女子の場合、情報量が不十分で困難である。

- 10) 例えば60-64歳層では平均年金額の1%の増加は、平均年金額2.39万円の国民年金グループでは7.6%、平均年金額6.51万円の被用者年金グループでは26.7%の就業率の下落を起こすと読むことができる。
- 11) 「新法通例相当においても15年以上16年未満の受給権者数が多いが、これは加入期間が20年未満であっても中高年齢の特例が適用される場合は、定額部分の加入期間が20年とみなされるからである」(社会保険庁『事業年報』平成7年度, p. 35)。
- 12) 55歳定年の企業が減少し、60歳定年が急速に普及(平成10年には義務化)したことも寄与していよう。

参考文献

- 安部由紀子・大竹文夫(1995)「税制、社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給」『季刊社会保障研究』Vol. 31, No. 2。
- 小川 浩(1997)「年金と男性高齢者の就業行動」日本労働研究機構『年金制度の改革が就業・引退行動に及ぼす影響に関する研究Ⅰ——「高齢者就業実態調査」による実証分析——』調査研究報告書 No. 98。
- 下野恵子・橘木俊詔(1984)「高齢者の就業行動分析：男女比較」『季刊社会保障研究』Vol. 19, No. 4。
- 清家 篤(1989)「高齢者の労働供給に与える公的年金の効果の測定——二つのバイアスを除いた横断面分析」『日本労働研究雑誌』Vol. 31, No. 8。
- (1993)『高齢化社会の労働市場——就業行動と公的年金』, 東洋経済新報社。
- 高橋(金丸)佳子(1997)「年金と高齢女性の就業行動——出生コホートによる分析」日本労働研究機構『年金制度の改革が就業・引退行動に及ぼす影響に関する研究Ⅰ——「高齢者就業実態調査」による実証分析——』調査研究報告書 No. 98。
- 高山憲之・有田富美子(1996)『貯蓄と資産形成：家計資産のマイクロデータ分析』, 岩波書店(一橋大学経済研究叢書)。
- 高山憲之・永瀬伸子(1997)「女性高齢者の暮らしと年金受給が与える影響」日本労働研究機構『年金制度の改革が就業・引退行動に及ぼす影響に関する研究Ⅰ——高齢者就業実態調査』による実証分析——』調査研究報告書 No. 98。
- 橘木俊詔・下野恵子(1994)『個人貯蓄とライフサイクル——生涯収支の実証分析』, 日本経済新聞

- 社。
- 永瀬伸子 (1997) 「パート賃金はなぜ低いか：諸制度の足かせ」雇用促進事業団『国際化の進展と労働市場——制度・政策への影響』, (財)統計研究会。
- Nagase, N. (1997) “Wage Differentials and Labor Supply of Married Women in Japan: Part-time and Informal Work Opportunities,” *The Japanese Economic Review*, Vol. 48, No. 1.
- 縄田和満 (1997) 「Probit, Logit, Tobit 分析」牧・宮内・浪花・縄田共著『応用計量経済学 II』, 多賀出版。
- 樋口美雄 (1995) 「専業主婦と保護政策の経済的帰結」八田・八代編『「弱者」保護政策の経済分析』, 日本経済新聞社。
- 三上美美子 (1983) 「女子高齢者の労働供給パターン」『季刊社会保障研究』Vol. 19, No. 2。
(ながせ・のおこ 東洋大学専任講師)